

**『大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則、
大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案』に対する意見』の建議について**

【お問合せ先】大阪商工会議所 経済産業部 (楠本・上田)
T e l : 0 6 - 6 9 4 4 - 6 3 0 0

【概 要】

- 大阪商工会議所は、「『大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則、大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案』に対する意見」を取りまとめ、本日 2 月 7 日付で松井一郎・大阪府知事に対して建議した。
- 大阪府は、「エネルギー消費をできる限り抑制し、災害にも強く環境にやさしい新たなエネルギー社会づくりを進めるため、上記条例および施行規則の改正を予定している。
- 同改正案では、電力安定化に資する高効率な火力発電設備の設置手続きが簡素化される一方、一般電気事業者等に対しては電力需給状況の報告を新たに求めるほか、特定の事業者に対しても節電対策の計画・報告の届出が追加される。
- また、今回の条例改正案には含まれなかったものの、「今後の検討課題」として大規模建築物に対する省エネ・省CO₂対策の強化が盛り込まれるなど、事業者の負担増が懸念される。
- そこで、本意見書では、「省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)」など既存制度との整合性を図った上で事業者負担を軽減すべきとした。
- また、「環境と経済の両立」の大原則のもと、事業者の前向きな取り組み姿勢を引き出し、わが国経済の牽引役と期待される環境産業を振興する視点からも、インセンティブ重視の積極的な支援施策を実施すべきとした。

【意見書のポイント】

1. 「温暖化防止条例」改正に関する内容 (資料2の1～2ページ)

- 電力需給対策は広域的な視点に立ち、関西全体で需給を見極め大阪府以外の周辺自治体とも協働しながら対策を進めることが必要。
- 一方、電力会社に対して電力需給に関する情報を開示させることは、電力の供給先となる企業や個人の情報流出につながることを懸念されるため、慎重に検討すべき。
- 事業者や府民が、節電・省エネ対策に積極的に取り組む意識を高められるよう、各種支援策を拡充すべき。
- 既存法令である「省エネ法」や「温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)」において規制対象となっている特定事業者は、本条例の改正によりさらなる負担が強えられる可能性がある。既存法令との整合性を図り、事業者負担を軽減すべき。

2. 「今後の検討課題」に関する内容 (資料2の2～3ページ)

- 建築物におけるエネルギー使用抑制は重要課題だが、既存制度(「省エネ法」など)との整合性に留意し、二重行政により事業者に負担感を与えないような方策とすべき。

- 建築物の省エネ性能等の情報開示については、規制ありきではなく、建築・販売事業者が建築物の省エネ性能を価値化し自発的に情報開示するよう誘導することが重要。
- よって、省エネ性能の高い環境配慮型建築物に対しては、固定資産税の減免制度の導入や容積率の大幅緩和など、インセンティブ施策を盛り込むべき。
- 「環境と経済の両立」の鍵である環境産業分野は、今後わが国経済の牽引役と期待される分野でもある。よって行政が率先して支援策を講じ、同産業の振興を図るべき。

以 上

- <添付資料> 資料1：「大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則、大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案」の概要
資料2：「大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則、大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案」に対する意見

「大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則、 大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案」の概要

1. 「温暖化防止条例」改正に関する内容

(1) 一般電気事業者等による報告制度の創設

府域に電力供給を行う事業者に対して、電力需給に関する予測・実績やその取り組み内容を報告させる。

(2) エネルギー需給に関する情報共有の促進

市町村、府民、企業、エネルギー供給事業者との間で情報共有を促進

(3) 電気需要の平準化等の取組促進

大阪府温暖化防止条例の「特定事業者」が届出を行う「対策計画書」及び「実績報告書」に電気の需要の平準化に関する対策項目を追加

(4) 高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度の創設

上記設備の設置に関する環境アセスメントを簡略化

2. 「今後の検討課題」に関する内容(今回の条例改正には盛り込まれず)

(1) 一定規模以上の既存建築物に対する規制

○年間のエネルギー使用に関する報告・認証制度の創設

○売買、賃貸時に購入者等への省エネ性能等に関する説明・情報提供を要求

(2) 一定規模以上の建築物の新築、増改築に関する規制

○国の「省エネ基準」への適合や再生可能エネルギー発電設備導入の検討プロセスと結果に関する報告制度の創設(一戸建て住宅にも適用)

○1万㎡以上の大規模建築物を新築する建築主に対し、「省エネ基準」への適合や再生可能エネルギーによる発電設備導入(導入できない場合、代替方策)について報告

○売買、賃貸時に購入者等への省エネ性能等に関する説明・情報提供を要求

以上

平成 25 年2月

**「大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則、
大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案」に対する意見**

大阪商工会議所

東日本大震災以降、電力需給はひっ迫しており、電力・エネルギー確保を目指すことは重要な課題となっている。こうした中、大阪府は今般、自治体として「エネルギー消費をできる限り抑制し、災害にも強く環境にやさしい新たなエネルギー社会づくり」を進めるため、「大阪府温暖化の防止等に関する条例・同条例施行規則」および、「大阪府環境影響評価条例施行規則」の改正に向けた検討を進めており、今般、同条例の改正案の概要を取りまとめた。

今回公表された改正案のうち、需給安定化に寄与する高効率で環境負荷の少ない火力発電設備について、設置の手續きに係る事業者の負担を軽減する内容が盛り込まれたことは評価する。一方、一般電気事業者等に対する電力需給状況に関する届出を新設するほか、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（以下、「温暖化防止条例」）の規制対象事業者に対して節電対策に関する計画・報告の届出制度の追加、大規模建築物に対する省エネ・省CO₂対策の強化を検討するなど、事業者の負担を増大させることが懸念される内容も含まれている。

環境政策の実を挙げるには、規制強化のみを求めるのではなく、「環境と経済の両立」という大原則のもと、各種インセンティブ施策を盛り込むことにより、事業者の積極的な協力姿勢を引き出す視点が不可欠である。以上の観点から下記の通り意見する。

記

【条例改正】 「一般電気事業者等による報告制度」について

一般的に、節電・省エネ対策を効果的に実施するためには、現状の電力・エネルギー使用量を「見える化」することにより課題を抽出し、効果的な対策を講じることが重要とされている。こうした点で、電力需給状況を「見える化」した上で、行政・事業者・府民が情報共有し、対策を推進することは一定の効果が期待される。

しかし、電力会社に対して大阪府という行政区域についてのみ、供給量や消費電力量の公表を課すことが効果的であるとは考え難い。広域的な視点に立ち、関西全体で需給を見極め、大阪府以外の周辺自治体とも協働しながら対策を進めることが必要である。

一方、電力会社が有する電力需給に関する情報は、供給先となる企業や一般家庭が実際に使用した電力量の情報が含まれると理解する。こうした情報を開示させることは企業情報や個人情報の流出にもつながることが懸念される。また、特定地域の電力使用量が判別できるような内容も、当該地域に立地する個別の工場、設備が特定され、「犯人探し」を助長することも懸念される。このような企業経営への支障を回避するため、電力事業者に求める

報告内容や大阪府の公表内容、公表方法については、慎重に検討すべきである。

【条例改正】 「電気の需要の平準化等の取組促進」について

電力需給を安定させるため、電力需要を平準化する「ピークアウト」や「ピークシフト」を促す対策を行うことは重要である。この点で、節電・省エネ対策に前向きに取り組んだ企業が評価されるような施策が必要と考える。例えば、節電・省エネ効果の高い設備・機器を導入する事業者に対する補助金や融資制度の拡充、また、ソフト面でも、効果的な節電・省エネ対策事例を分かりやすく情報提供し、専門家による節電・省エネに関する無料診断やアドバイスを充実させるなど、事業者や府民が節電・省エネに積極的に取り組む意識を高めるような支援策を講じるべきである。

また、大阪府温暖化防止条例の「特定事業者」は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」や「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の規制対象にも該当し、計画書や報告書の作成・届出など多くの事務的負担が課されている。今回の条例改正案で電力使用の「ピークカット」や「ピークシフト」への対応が追加されることについては、事業者に更なる負担を強いることがないよう留意すべきである。また、今後「省エネ法」においても同様の施策が追加されることが予想されることから、大阪府だけが拙速に取り組むのではなく、国との調整も図りながら整合性のある制度設計を進められたい。

【その他】 「民生部門における省エネ・省CO2化と再生可能エネルギーの普及促進」について

(1) 建築物に係る省エネ・省CO2化の誘導策(案)について

建築物におけるエネルギー使用抑制は重要な課題ではあるが、厳しい経営環境におかれる企業に対し大きな負担とならないこと、国の制度と整合を取るなど、事業者への配慮が必要である。

例えば、現行の省エネ法においては、一定規模以上の「特定建築物」に対して省エネルギー性能の維持保全状況の「定期報告」を求めている他、工場・事業場で一定量以上のエネルギーを使用する「特定事業者」に対しても各事業所の年間エネルギー使用量の「定期報告」を義務付けている。こうした既存制度との整合性に留意し、二重行政により事業者負担感を与えないような方策とすべきである。

また、エネルギーコストが上昇する一方、厳しい経営環境を乗り切るため、事業者が建物の売買や賃貸を検討する際は、そのエネルギー性能も重要な判断要素になる。よって、規制により省エネ性能の情報開示を義務付けるのではなく市場原理に委ねることを基本とし、建築・販売事業者が建築物の省エネ性能を価値化し自発的に情報開示させるよう誘導することが重要である。

合わせて、建築物の緑化や省エネなど環境への配慮を総合的に評価する「CASBEE制度」(大阪府建築物の環境配慮制度)などを活用し、省エネ性能の分野で一定の基準を満たす環境配慮型の建築物に対しては、固定資産税の減免制度の導入や容積率の大幅緩和など、インセンティブ施策を盛り込むべきである。

(2) その他～環境産業振興の視点を

「環境と経済の両立」の鍵である環境産業分野は、今後わが国経済の牽引役と期待される分野でもある。その振興に際しては、需要と供給の両面からの視点が必要であり、節電・省エネ性能の高い設備・機器や太陽光発電設備など再生可能エネルギー関連機器等の導入(需要側)に対する補助金や融資制度の拡充等の支援、一方、こうした機器の製造業者(供給側)に対しては、生産設備導入や研究開発への補助金や融資制度の拡充等の支援、行政の率先購入によるマーケットの創出が求められる。

また、機器の性能を高めるには大手と中小企業のマッチング事業や産学連携、産産連携による研究開発に対する支援も講じるべきである。

以 上